

令和6年4月5日

保護者 様

川崎市立平間中学校  
校長 松田 宇宙

## 要 保 存



### 「特別警報」および「暴風警報」「暴風雪警報」発表時等における 臨時休業等の措置について（お知らせ）

日頃より本校の教育につきまして深いご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、川崎市では「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保について次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

※「特別警報」とは大雨、地震などの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合出される警報のことで、最大限の警戒を呼びかけるものです。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため、**当日一日を臨時休業（休校）**とします。また、午前6時の時点で、神奈川県内のいずれの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社（JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）が**計画運休を実施している場合も、臨時休業**とします。  
この場合、各ご家庭においてお子様が課題を設定し、復習等の家庭学習に取り組むようご指導ください。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについてはこれまでどおりその状況に応じて学校として判断を行い、**保護者の皆様にご連絡**いたします。
3. 生徒の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに**警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、生徒の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、**学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断します。  
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるような時は、連絡網やメール配信等でお知らせいたします。
4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時間を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動や委員会活動などの放課後の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。

お知らせは、裏面に続きます。

## 大規模な風水害による緊急避難場所開設に伴う 臨時休業等の措置について（お知らせ）

令和元年10月に発生した台風19号では、多くの市立学校において緊急避難場所が開設され、各地域で多数の市民の方が緊急避難場所を利用されました。また、緊急避難場所の閉鎖後には、その後の教育活動の安全確保のための様々な点検などを要する事態となりました。

今後同様の災害が発生し、市立学校で緊急避難場所を開設した場合の臨時休業等の措置については次のとおり、教育委員会事務局から示されましたので、お知らせいたします。

### 〈臨時休業〉

- (1) 大規模な風水害により**緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。**
  - ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
  - ・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。
- (2) 避難所業務が終了した日は休日、休日前（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が授業日でないとき、（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の生徒の活動をすべて中止とします。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時間の変更等を行う場合があります。
- (4) 上記において、いずれの場合も、メール配信等でお知らせいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 5 1 1 - 3 5 0 1）までお尋ねください。